

○厚生労働省告示第百七号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第四十二号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十七第一項、第四条の十八第一項、第八条の六第二項及び第八条の七第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月五日 厚生労働大臣 根本 匠

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Row 1: 第六条 則第四十五条の厚生労働大臣の定める様式は、様式第八号とする。 / 第六条 則第四十四条の厚生労働大臣の定める様式は、様式第八号とする。

様式第五号の二を次のように改める。

様式第5号の2（第3条の2第1項関係）

（日本産業規格A列4）

国の特例承認申請書 厚生労働大臣 殿

令和 年 月 日

（省庁） 及び（外局等）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度の適用について、同法第41条第1項の承認を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の17第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

（省庁） 機関名 任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名

（外局等） 機関名 任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名

〔注意〕

- 1 この申請書には、様式第5号の3のほか、様式第5号の3（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
2 任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
様式第五号の四を次のように改める。

様式第5号の4（第3条の3第1項関係）

（日本産業規格A列4）

地方公共団体の特例認定申請書 都道府県労働局長 殿

令和 年 月 日

（地方公共団体の機関） 及び（その他機関）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度の適用について、同法第42条第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の18第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

（地方公共団体の機関） 機関名 任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名
（その他機関） 機関名 任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名

〔注意〕

- 1 この申請書には、様式第5号の5のほか、様式第5号の5（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
2 任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
様式第六号（裏面）中「法第78条」を「法第78条第2項」に改める。
様式第六号の六（裏面）中「法第78条」を「法第78条第2項」と「法第78条第1号」を「同項」に改める。
様式第六号の十（裏面）を次のように改める。

様式第6号の10（裏面）

〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
4 ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。

- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても同項に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の( )内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類(親事業主の直近の有価証券報告書(金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。)又は附属明細書(会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。))の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等)を添付すること。
- 10 ⑭欄、⑰(イ)欄及び⑳(イ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑮(イ)欄並びに㉑(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び㉒(イ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑯欄には、⑮欄の数に1.2%を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を記載すること。
- 12-2 ㉓(イ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
  - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 13 ⑮(イ)欄並びに㉑(イ)、(ロ)、(ハ)及び㉒(イ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
- (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
- (2) ㉓欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績(受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額)を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの(当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。)を添付すること。
- (3) ㉔欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告(様式第6号)及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告(様式第6号又は様式第6号の2(1))(法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社(以下「特例会社」という。))に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告(様式第6号の3(1))に準じて作成した書面)を添付すること。
- また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況(当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。)について、障害者雇用状況報告(様式第6号の3(2))に準じて作成した書面を添付すること。

16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。

17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号の十一(裏面)中「別紙に所定」の下に「の記載事項を記載し、提出すること。」を加える。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正)

**第二条** 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成五年労働省告示第八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>第一条</b> 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第三十九条第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「平成九年改正前の能開法」という。)による職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る。)を修了した者とする。</p> <p><b>第二条</b> 規則第三十九条第一項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p><b>第一条</b> 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第三十九条第一号の厚生労働大臣が定める者は、職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「平成九年改正前の能開法」という。)による職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る。)を修了した者とする。</p> <p><b>第二条</b> 規則第三十九条第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 五 (略)</p>

**附 則**

- (適用期日)
- 1 この告示は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年九月六日)から適用する。(経過措置)
  - 2 この告示の適用の際現行するこの告示による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式による用紙については、当分の間、これを取り替って使用することができる。